

大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業の手引き

<目次>

1 「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業」について・・	P. 1
2 事業者登録について.....	P. 3
3 協定締結について.....	P. 4
4 利用登録手続きについて.....	P. 9
5 実績報告及び費用の請求について.....	P.11
6 Q&A集.....	P.13

令和8年3月
大阪市福祉局障がい支援課

【 問い合わせ先 及び 書類等の提出先 】

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市役所 福祉局 障がい支援課

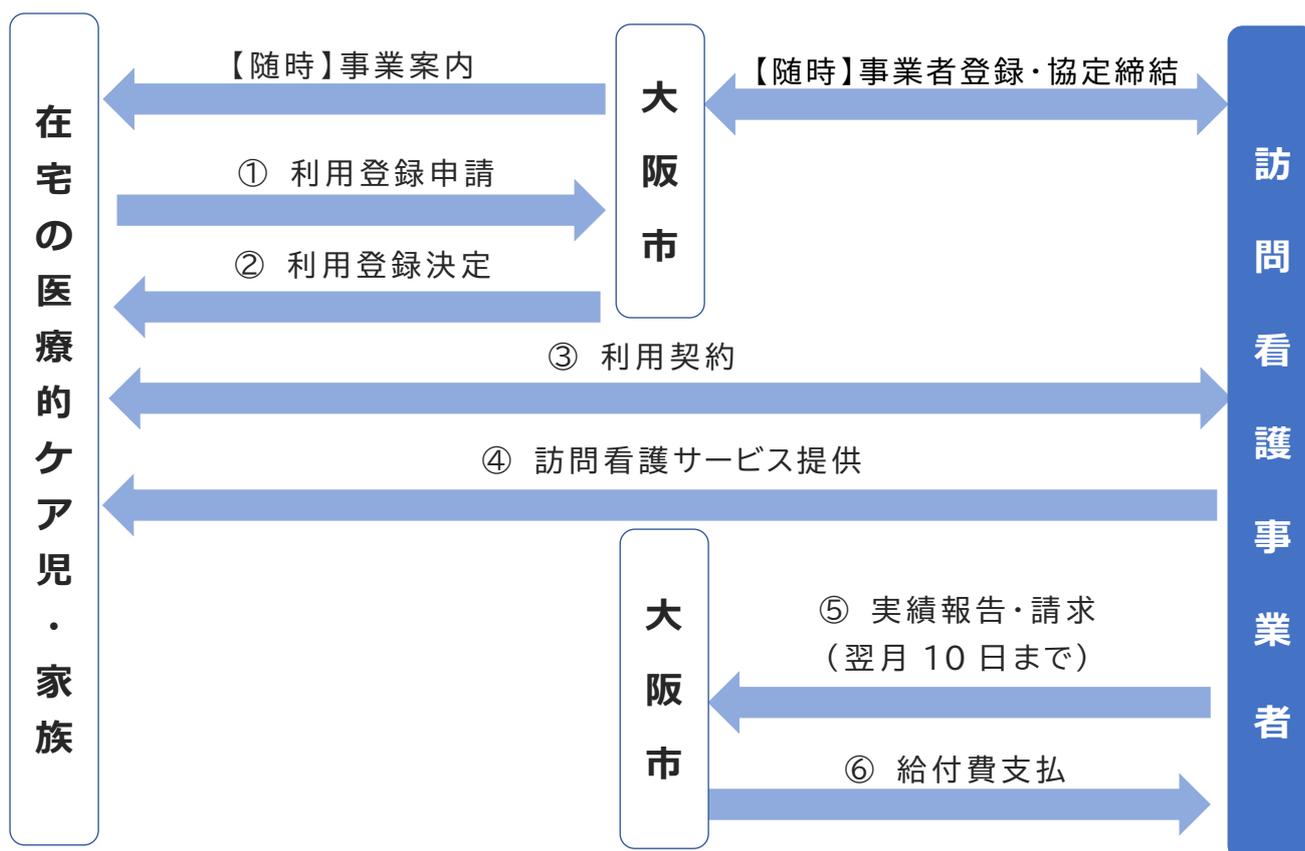
TEL : 06-6208-7986 FAX : 06-6202-6962 mail:fa0026@city.osaka.lg.jp

1 「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業」について

(1) 事業目的

訪問看護事業者が医療保険の適用を超える自宅利用や、医療保険の適用外となる自宅以外で医療的ケアや見守り等を行い、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図ります。

(2) 事業の流れ



(3) 利用対象者

◆ 利用対象者は、医療的ケア児の家族です。

「医療的ケア児」とは、次の要件の全てに該当するもの。

- ① 利用登録申請時点において、大阪市の住民基本台帳に登録があること。
- ② 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ③ 在宅で同居の保護者または介護を行うものによる介護を受けて生活していること。
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること。
- ⑤ 訪問看護により医療的ケアを受けていること。

※ 「医療的ケア」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）において、「人工呼吸器による管理、喀痰吸引その他の医療行為」と定義されています。

(4) サービス内容

- ◆ 訪問看護事業者が医療保険の適用を超える自宅利用や、医療保険の適用外となる自宅以外で、医療的ケアや見守り等を行います。

【サービス内容例】

- ◆ 自宅・親戚・友人宅や外出先（※）で行う医療的ケアや見守り
- ◆ 図書館や博物館、買い物などへ出掛ける際や通院の付き添い など

- ※ 学校や保育所等への登下校や校内・校外活動、入院中や障がい児通所支援事業所等での利用はできません。
- ※ 健康保険法では、自宅での利用が対象となりますが、本事業での利用は、訪問看護事業者が訪問看護を提供できると判断した場合であれば、利用場所の制限はありません。
- ※ 看護師が行う医療的ケアは、医師の訪問看護指示書に記載された内容です。
- ※ 作業療法士・理学療法士・言語聴覚士による訓練・リハビリ等は対象となりません。

(5) 利用可能時間

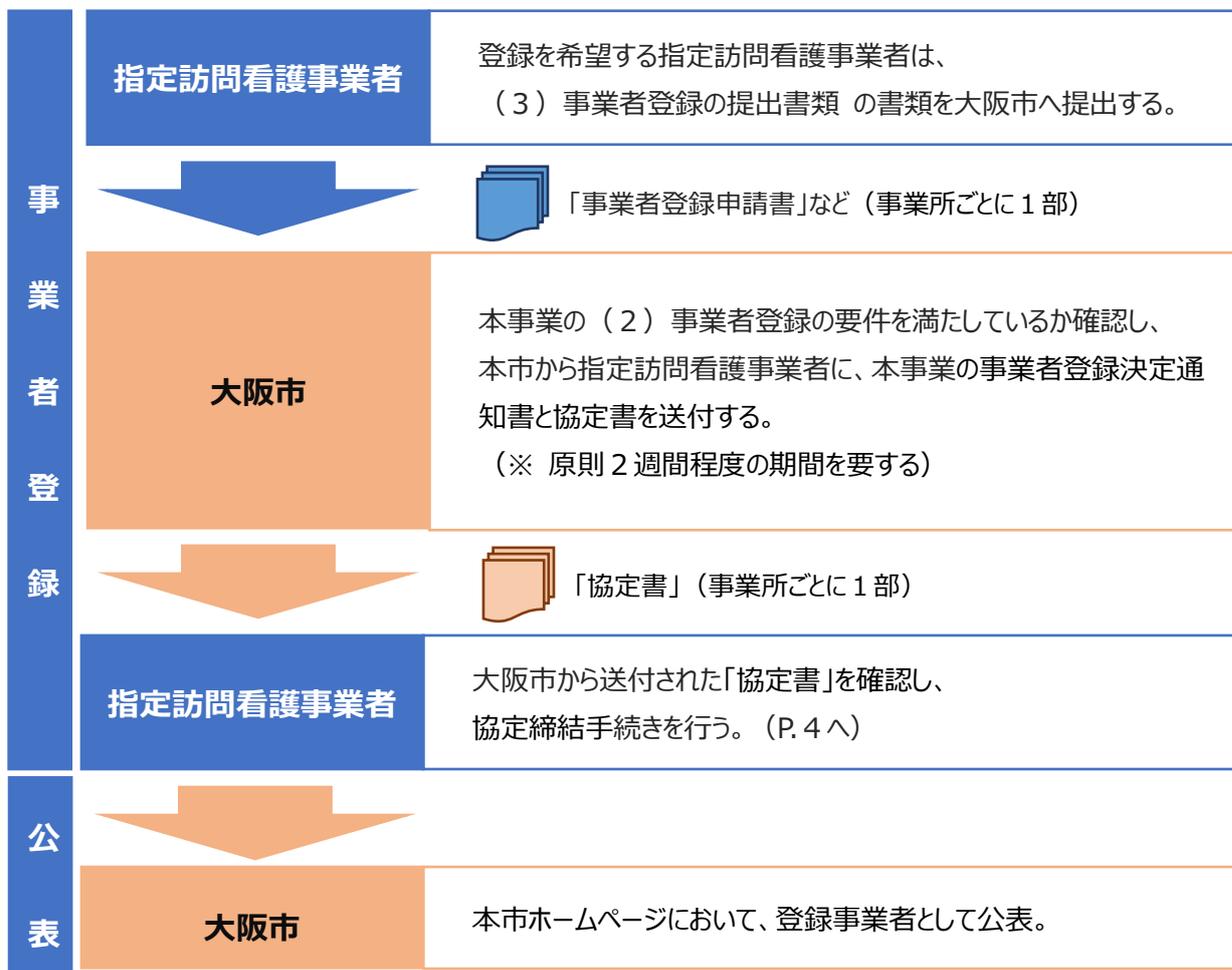
- ◆ 医療的ケア児一人につき **年間 104 時間まで**
- ◆ 1回あたりの利用時間は、**1 時間以上 6 時間以内（1 時間単位）**
- ※ 年度途中からの利用の場合、利用の決定月から3月までの残月数（利用決定月を含む）に9を乗じた時間数を年度の上限とします。
(例) 5月決定の場合：99 時間 8月決定の場合：72 時間 3月決定の場合：9 時間
- ※ サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとします。
ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間からとすることができます。

(6) 利用者の自己負担額について

- ◆ **市民税非課税世帯及び生活保護世帯**は、本事業に対する利用者の**自己負担はありません**。
市民税課税世帯は、**1 時間あたり 7 5 0 円**（7,500 円の 1 割負担）の自己負担となります。
- ◆ 自己負担額は、サービス利用後、訪問看護事業者へお支払いいただきます。
- ◆ 本事業に基づくサービス給付費の他に発生する実費（看護師の交通費、駐車場代、食事代等）や、利用者都合によるキャンセル料などについては、訪問看護事業所との取り決めによるものとします。
- ◆ 本事業に基づくサービス給付費と自己負担額の差額は、大阪市からサービスを提供した訪問看護事業者
に、利用者の代わりに支払います。
- ※ 医療的ケア児 1 人に対して、看護師が 2 人以上で対応しても、上記金額に変更はありません。
- ※ 複数の医療的ケア児に対して、看護師 1 人が対応した場合は、複数人分の給付費が支払われます。

2 事業者登録について

(1) 事業者登録の流れ



(2) 事業者登録の要件

- ◆ 健康保険法第89条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者
- ◆ 健康保険法第63条第3項第1号の規定に基づく訪問看護を行う保険医療機関
- ※ 事業者登録は同法により指定にされた訪問看護事業所ごとに登録されます。
- ※ 協定は、登録された指定訪問看護事業者と、訪問看護事業所ごとに締結します。

(3) 事業者登録の提出書類

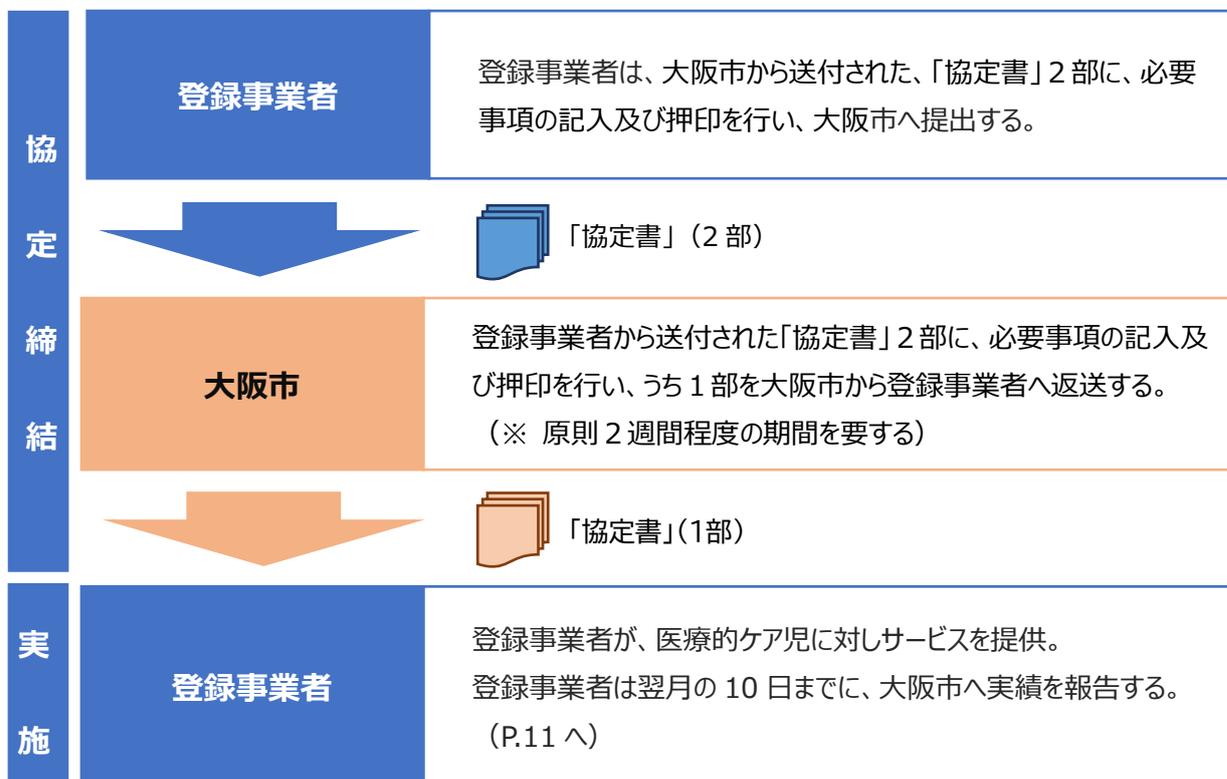
- ① 大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業事業者登録申請書 ⇒ **(様式第7号)**
- ② 訪問看護事業者の指定決定通知書の写し
- ③ 職員配置一覧
- ④ 職員（看護師）の資格証の写し
- ⑤ 訪問看護事業所の運営規定

- ◆ 事業者登録は、初回の登録後、年度ごとの更新の手続きはありません。
- ◆ 登録内容に変更があれば、随時、変更届出書 **(様式第11号)** を提出してください。

3 協定締結について

(1) 協定締結の流れ

- ◆ 協定は訪問看護事業者と、**事業所ごとに締結**します。
- ◆ 協定の締結以後、双方から協定終了の意思表示がない場合は自動更新します。



(2) 協定締結における提出書類

提出書類 【協定締結】

協定書 ⇒様式第10号

- ◆ 本事業の協定書を、大阪市から2通送付します。
- ◆ 事業者名等を記載・押印のうえ、大阪市（福祉局障がい支援課）へ2通ともご返送ください。
- ◆ 記入方法は、P.5をご参照ください。

【参考】協定書の記入方法について

(様式第10号)

協定書

大阪市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、乙は事業を実施し、甲はこれに対し給付費を支給する。

（法令等の遵守）

第2条 乙は、事業の実施にあたり、法令及び実施要綱並びに甲が業務に関し行う指示等を遵守し、事業を誠実に履行するものとする。

（給付費の支給）

第3条 甲は、乙から給付費の請求があったときは、法令及び実施要綱に照らして審査の上、支払うものとする。

（報告等）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を指示し、乙若しくは乙の従業者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは乙の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査することができ。

（記録の整備）

第5条 乙は、実施要綱に基づくサービスの提供に関して、甲が別に定める記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

＝＝＝＝＝一部省略＝＝＝＝＝

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、締結の日から、 年 月 日までとする。

2 この協定期間満了日までに、甲、乙双方から協定終了の意思表示がない場合は自動的に更新するものとする。

3 自動的に更新する場合の協定期間満了日は、更新前の期間満了日の属する年の翌年の3月31日とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

 年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市
大阪市長

乙 事業者住所：
事業者（法人）名：
代表者名：
事業所名称：
事業所所在地：

- 協定書は事業所ごとに必要です。同一法人が複数事業所で本事業を実施する場合でも、事業所ごとに協定書を作成することになりますので、ご注意ください。
- 必ず A4 サイズにて、両面で2部、印刷してご提出ください。

商号を含む**法人の名称**を正確に記入してください。
(例) 訪問看護事業所の名称⇒不可
株式会社等の省略⇒不可

大阪市が受理した日付に応じて記入しますので、空欄のままとしてください。

- 法人の住所、商号を含む法人の名称及び代表者の役職・氏名を記入してください。
- 代表者印（法人実印）を押印してください。社印（認印）は不可です。
- 事業所の名称は正確に記入してください。
- 所在地は都道府県から記入してください。

(3) 協定業務内容

協定書の第2条における「甲（大阪市）が業務に関し行う指示等」については、原則以下のとおりです。

(1) 利用者への事業周知（P.9～10）

訪問看護事業所の利用者で、下記の要件に該当する医療的ケア児の家族がいる場合は、「事業案内ビュ」を用いて、大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業（以下「本事業」という。）の周知を行う。

【利用対象者】大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業実施要綱

（定義）

第2条 この要綱において、「医療的ケア」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項の定めるところによる。

2 この要綱において、「医療的ケア児」とは、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項の定めるところによる者をいい、次の要件の全てに該当する者とする。

(1) 第7条第1項による利用登録申請の時点において、大阪市の住民基本台帳に住民登録があること

(2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること

(3) 在宅で同居の保護者又は介護を行う者による介護を受けて生活していること

(4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること

(5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護により医療的ケアを受けていること

3 この要綱において、「家族」とは、医療的ケア児の児童福祉法第6条に規定する保護者で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っているとして市長が認めた者をいう。

（利用対象者）

第4条 本事業の利用対象者は、医療的ケア児の家族（以下「利用対象者」という。）とする。

(2) 利用者の利用登録申請等・決定補助（P.9～10）

- ① 利用者から、本事業の利用希望があった場合は、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書（様式第7号）」を配布する。
- ② 利用者は、下記の書類を大阪市福祉局障がい支援課へ提出する。
 - ア.大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書（様式第7号）
 - イ.医師の訪問看護指示書の写し
 - ウ.利用者及び利用者と同一世帯に属する方の市町村民税額を証する書類または同意書（様式第2号）
- ③ 大阪市は、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録決定通知書」（以下「決定通知書」という。）及び上限時間管理票を、利用者へ送付する。

(3) 利用者との契約（P.9～10）

利用者の決定通知書の内容を確認のうえ、本事業の実施にあたり利用者とは訪問看護事業者で利用契約を締結する。契約の締結にあたっては、必要に応じて契約書（P.10）のひな形を参照すること。

(4) 利用申込の受付 (P.11~12)

利用者から、本事業に基づく利用申込が行われた場合、下記の条件を満たしていることを確認した上で、利用申込を受け付けるものとする。ただし、訪問看護事業者が正当な理由により、サービスの提供が困難である利用申込であれば、適当な他の訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならぬ。

- ① 本事業の利用登録がされていること。
- ② 訪問看護によるサービスが必要であること。

(5) 利用調整等 (P.11~12)

利用申込を受け付けた後、本事業に基づく訪問看護の提供場所において、提供場所を管理する者に承諾等が必要な場合は、訪問看護事業者から提供場所を管理する者へ連絡調整を行う。

※ 提供場所に疑義がある場合は、必ず事前に福祉局障がい支援課に問い合わせること。

(6) サービス提供 (P.11~12)

- ① 本事業に基づく訪問看護は、健康保険法に規定する訪問看護の規定を準拠するものとする。
- ② サービス提供時間の算定は、1時間単位とする。
- ③ サービスの利用開始時間は、原則、利用場所に到着し訪問看護を開始した時間からとする。
ただし、利用場所に移動するまでの間で、看護を必要とする場合は、移動開始時間からとすることができる。

(7) 利用者負担の徴収 (P.11~12)

- ① 利用者の決定通知書を確認し、利用者負担額欄に記載の金額を利用者より徴収する。
(利用者負担額が0円の場合は不要)
- ② 利用者負担額を徴収した場合、訪問看護事業所より利用者へ領収証を交付する。

世帯区分	利用者負担額 (1時間当たり単価)
市民税非課税世帯 生活保護世帯	0円
上記以外の世帯	750円

(8) 提供実績の管理 (P.11~12)

- ① サービスの提供終了後、提供内容、提供時間を記録しておくこと。
- ② 利用者が提示する上限時間管理票 ⇒ (参考様式1) 上限時間管理票に、各月の利用時間を記載し、年間の利用時間を管理すること。
- ③ サービスを提供した実績は、利用者に報告し確認を得ること。
※ 協定第4条に基づき、必要に応じて提供実績の記録の検査等を行う場合がある。

(9) 実施報告 (P.11~12)

サービス提供終了後、市から給付費の支払いを受ける場合は、当月 1 日から末日までの 1 か月分について「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業サービス提供実績報告書（様式第 12 号）」を作成し、翌月 10 日までに、請求書を添えて市長に報告し、市長の審査を受けなければならない。

- ※ 報告に不備がある際は、報告書及び請求書の再提出を求める場合がある。
- ※ 別途、福祉局障がい支援課から実施報告の提出期限が示された場合は、それに従うこと。

(9) 利用者等からの問い合わせ対応等

本事業の利用において、利用者等から問い合わせ等があった場合は、誠実に対応すること。

- ※ 本事業によるサービス提供の際に、事故等が発生した場合は、利用者の家族及び福祉局障がい支援課に遅滞なく報告及び連絡すること。
- ※ 業務上知り得た医療的ケア児、利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分留意すること。

(4) 費用

本事業に係る経費は、下記のとおり算定した金額とする。

給付対象経費	金額
指定訪問看護事業者等が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用	次の算式により算定した額とする。 $\text{金額} = A \times 7,500 \text{円 (1時間あたり単価)}$ 備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。 A サービス算定時間 指定訪問看護事業者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間

4 利用登録手続きについて

(1) 利用登録の流れ



(2) 利用登録に関する書類

提出書類 【利用登録申請】

- **大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書** ⇒様式第1号
 - ◆ 本事業は、利用登録を受けた後、登録事業者と利用契約を行うことで、利用が可能となります。
 - ◆ 申請者は、医療的ケア児の家族となります。

- **訪問看護指示書の写し**
 - ◆ 医療的ケアを必要としていることを確認するため、直近の訪問看護指示書の写しを提出してください。
 - ※ 訪問看護指示書は、その医師が記載した日から6ヶ月を経過していないものに限りです。

- **課税証明書または同意書** ⇒様式第2号
 - ◆ 利用者が属する世帯の世帯員全員の課税証明書を提出してください。
 - ◆ 各年1月1日時点において、大阪市にお住まいの方は、本市が市民税の情報を閲覧することに同意する旨の「同意書」（様式第2号）を提出いただくことで、課税証明書の提出は不要となります。

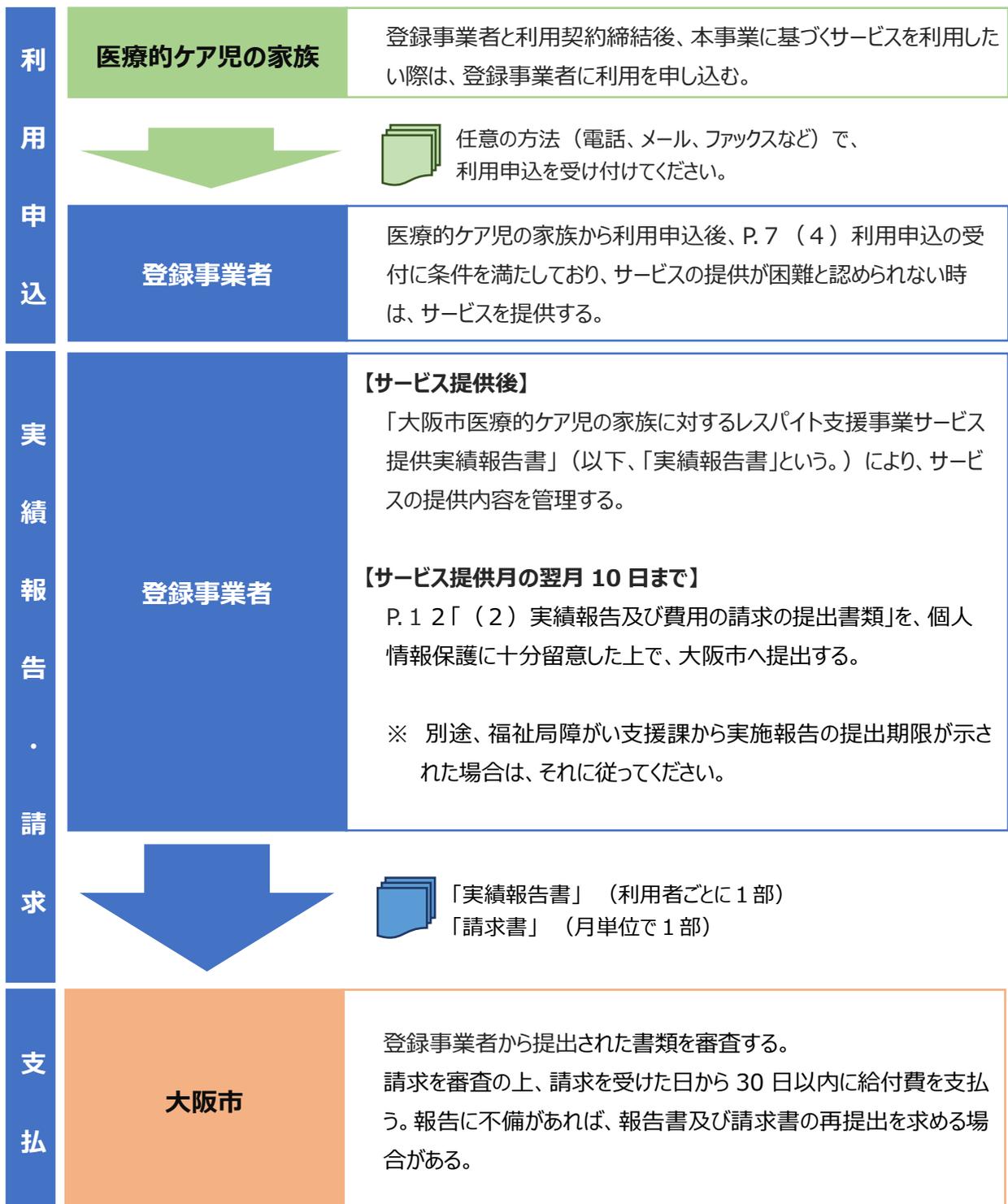
参考書類 【登録事業者と利用者の利用契約】

- **契約書** ⇒（参考様式2）契約書
 - ◆ 登録事業者と利用者の利用契約については、本事業に基づく利用を両者間で合意したことを示すため、契約書によることとしています。
 - ◆ 本事業の「（参考様式2）契約書」のひな形を参考とし、事業者の運営実態に合わせて修正するなどしてお使いください。

- ◆ 利用者登録は、年度単位となります。
医療的ケア児の現況及び世帯の課税状況を確認するため、毎年利用登録の申請が必要です。
（提出時期については、大阪市よりご案内します。）
- ◆ 利用者の申請内容に変更があれば、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書」⇒（様式第1号）を提出してください。
- ◆ 変更申請の流れは、利用登録と同じ流れになります。

5 実績報告及び費用の請求について

(1) 実績報告及び費用の請求の流れ



(2) 実績報告及び費用の請求の提出書類

提出書類 【実績報告】

□ 大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業サービス提供実績報告書

⇒ (様式第 12 号)

- ◆ サービスを提供したことを報告する書類です。
- ◆ 利用者ごとに、サービスを提供した実績を記載してください。
- ◆ サービスを提供した実績がない利用者は提出不要です。
- ◆ サービス算定時間が、年間 104 時間を超えた場合、超えた時間の費用は請求できません。

※ 報告確認方法については、実績報告書の写しを渡すなど、任意の方法で構いません。

※ 医療的ケア児、利用者、その他の家族等の個人情報保護に十分に留意して提出してください。

□ 請求書 ⇒ (参考様式 3) 請求書 ・ (参考様式 4) 委任状

- ◆ 本事業に係る経費を大阪市へ請求する書類です。
- ◆ 原則、事業者（法人）口座への振込となりますので、住所・氏名・口座名は、法人情報を記載ください。
- ◆ 事業所の口座への振込が必要な場合は、給付費の請求及び受領を事業者（法人）から事業所へ委任する旨の書類である、(参考様式 4) 委任状をご提出ください。
- ◆ 請求書の金額は複数名の場合も合算した、一か月分の合計金額を記入してください。
- ◆ サービスを提供した実績のない月は提出不要です。

Q&A 集

1 家族の方および訪問看護事業所向け

- Q 1 本事業を利用できる医療的ケアを必要とする児童とは、どのような方ですか。…………… 15
- Q 2 常時医療的ケアが必要なわけではないものの、体調不良等により時折医療的ケアが必要な児童は対象になりますか。…………… 15
- Q 3 訪問看護の時間のうち、本事業の給付費の支払い対象になるのはどの時間ですか。…………… 15
- Q 4 事業の実施場所は決まっていますか。…………… 15
- Q 5 利用者の自己負担額はありますか。…………… 15
- Q 6 自己負担額はどのように支払えばよいですか。…………… 15
- Q 7 利用時間に上限はありますか。…………… 16
- Q 8 1時間未満の利用時間はどのような計算となりますか。…………… 16
- Q 9 1年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰り越すことができますか。…………… 16
- Q 10 複数の訪問看護事業所を利用できますか。…………… 16
- Q 11 市外の訪問看護事業所を利用していますが、本事業を利用できますか。…………… 16
- Q 12 現在訪問看護を利用していませんが、本事業を利用できますか。…………… 16
- Q 13 医療的ケア児 1 人に対し、同時間に複数人で訪問看護を行った場合、複数人分の給付費は支払われますか。…………… 16
- Q 14 同一家庭に複数人の医療的ケア児がおり、1 人の看護師が同時間に複数人の医療的ケア児の看護を行った場合、複数人分の給付費は支払われますか。…………… 17
- Q 15 本事業において、訪問看護を行う者は看護師に限りますか。…………… 17
- Q 16 本事業による訪問看護の途中で訪問看護に当たる看護師が交代することはできますか。…………… 17
- Q 17 健康保険が適用される訪問看護の日以外で、単独で本事業を利用できますか。…………… 17
- Q 18 1 日に医療保険の適用対象となる訪問看護を複数回利用する場合、本事業を複数回利用することはできますか。…………… 17
- Q 19 「医療保険の適用対象となる訪問看護」と「本事業」の優先順位はありますか。…………… 17

2 家族の方向け

- Q 20 事業を利用するにあたって、どのような手続きが必要ですか。…………… 18
- Q 21 利用児童の氏名に変更が生じた場合、市内での住所移転があった場合、医師の訪問看護指示書に変更があった場合に、どのような手続きが必要ですか。…………… 18
- Q 22 利用決定通知書を破損や紛失した場合、どのような手続きが必要ですか。…………… 18
- Q 23 市外に転出したり、利用児童に医療的ケアが必要なくなった場合、どのような手続きが必要ですか。…………… 18
- Q 24 年度更新の手続きは必要ですか。…………… 18
- Q 25 利用児童が 18 歳になる年度の 3 月 31 日に、事業終了届を提出する必要がありますか…………… 18

3 訪問看護事業所向け

- Q26 事業所として本事業を開始したい場合、どのような手続きが必要ですか。…………… 19
- Q27 給付費は、どのように計算され、どのように支払われますか。…………… 19
- Q28 健康保険が適用される訪問看護時間に連続して本事業を利用し、さらに年度の上限時間を超えて訪問看護を行った場合、家族に費用負担を請求することはできますか。…………… 19
- Q29 通常の訪問看護事業所の営業時間外（平日 17 時以降、土日など）に、本事業で訪問看護を行った場合、給付費の割り増しはありますか。…………… 19
- Q30 市内の訪問看護事業所ですが、市外に居住している児童は本事業を申請できますか。…………… 19
- Q31 現在、訪問看護を利用していない医療的ケア児の家族から本事業の利用希望がありましたが、申請できますか。…………… 19
- Q32 本事業による訪問看護を実施した場合、どのように市に請求すればいいですか。…………… 20
- Q33 実施した月の翌月の締め切りに請求が間に合わなかった場合はどうすればいいですか。…………… 20

Q&A 集

1 家族の方および訪問看護事業所向け

Q 1 本事業を利用できる医療的ケアを必要とする児童とは、どのような方ですか。

A 1 以下の要件すべてに該当する方です。

- ・利用登録申請時点において、大阪市内に住所を有すること。
- ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
- ・在宅で同居の家族または介護を行う者による介護を受けて生活していること。
- ・医師の訪問看護指示書による医療的ケア（人工呼吸器管理、経管栄養、たん吸引、酸素療法、気管切開など）を必要としていること。
- ・訪問看護により医療的ケアを受けていること。

Q 2 常時の医療的ケアが必要ではないものの、体調等により時折医療的ケアが必要な児童は対象になりますか。

A 2 常時医療的ケアが必要ではなくても、A 1 の要件に当てはまる方であれば、本事業の対象になります。

Q 3 訪問看護の時間のうち、本事業の給付費の支払い対象になるのはどの時間ですか。

A 3 医療的ケアを必要とする児童に対して家族に代わって行う訪問看護の時間のうち、健康保険法の適用対象となる時間、およびその他の助成制度の適用対象となる時間を除いた時間が対象になります。

Q 4 事業の実施場所は決まっていますか。

A 4 医療的ケア児の自宅（友人宅・親戚宅を含む）や外出先（買い物や病院への付き添い等）に限ります。

Q 5 利用者の自己負担額はありますか。

A 5 市民税非課税世帯及び生活保護世帯は、本事業に対する利用者の自己負担はありません。

市民税課税世帯は、1割負担（1時間あたり750円）となります。

なお、本事業に基づくサービス給付費の他に発生する実費（看護師の交通費、駐車場代、食事代等）や、利用者都合によるキャンセル料などについては、訪問看護事業所との取り決めによるものとし、自己負担が発生する場合があります。

Q 6 自己負担額はどのように支払えばよいですか。

A 6 本事業の利用にかかる自己負担額や、実費及びキャンセル料等は利用する訪問看護事業所にお支払いください。

Q 7 利用時間に上限はありますか。

A 7 医療的ケア児 1 人につき、1 年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）あたり 104 時間を上限とします。
ただし、年度途中の申請の場合、利用の決定月から 3 月までの残月数（利用決定月を含む）×9 時間を上限とします。

また、1 回あたりの利用時間は 1 時間以上 6 時間以内（1 時間単位）です。

Q 8 1 時間未満の利用時間はどのような計算になりますか。

A 8 1 回あたりの利用時間は、1 時間単位となりますので、1 時間未満の利用時間は切り捨てとなります。

Q 9 1 年度の利用時間が上限に達しなかった場合、残った時間を次年度に繰り越しできますか。

A 9 次年度への繰り越しはできません。

Q 10 複数の訪問看護事業所を利用できますか。

A 10 利用できます。利用を申請する際に、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書（様式第 1 号）」に利用するすべての訪問看護事業所を記載してください。また、1 年度の上限時間数を超えないよう、「（参考様式 1）利用時間管理票」を用いて、ご家族自身で管理をしてください。

Q 11 市外の訪問看護事業所を利用していますが、本事業を利用できますか。

A 11 A 1 の要件に当てはまる方であれば、市外の訪問看護事業所を利用している場合でも、本事業を利用できます。

Q 12 現在訪問看護を利用していませんが、本事業を利用できますか。

A 12 本事業は、訪問看護事業所を利用する場合に、看護師が訪問して行う看護に係る費用を助成する制度であり、実際に訪問看護を利用していることが要件となりますので、現在訪問看護を利用していない場合は、本事業を利用できません。

なお、現在は訪問看護を利用してなくても、本事業の利用登録申請時に、現に健康保険法上の訪問看護を提供されているのであれば、申請することは可能です。

Q 13 医療的ケア児 1 人に対し同時間に複数人で訪問看護を行った場合、複数人分の給付費は支払われますか。

A 13 本事業では、医療的ケア児 1 人に対する訪問看護時間に応じて給付費を支払うため、複数人による訪問看護が行われた場合でも、給付費は同額となります。

Q 14 同一家庭に複数人の医療的ケア児があり、1人の看護師が同時間に複数人の医療的ケア児の看護を行った場合、複数人分の給付費は支払われますか。

A 14 本事業では、医療的ケア児1人に対する訪問看護時間に応じて給付費を支払うため、それぞれの医療的ケア児に適正に看護が行われていれば、1人の看護師が同時間に複数人の看護を行った場合、複数人分の給付費をお支払いします。

Q 15 本事業において、訪問看護を行う者は看護師に限りますか。

A 15 訪問看護を行う者は看護師に限ります。

Q 16 本事業による訪問看護時間の途中で訪問看護に当たる看護師が交代することはできますか。

A 16 可能です。

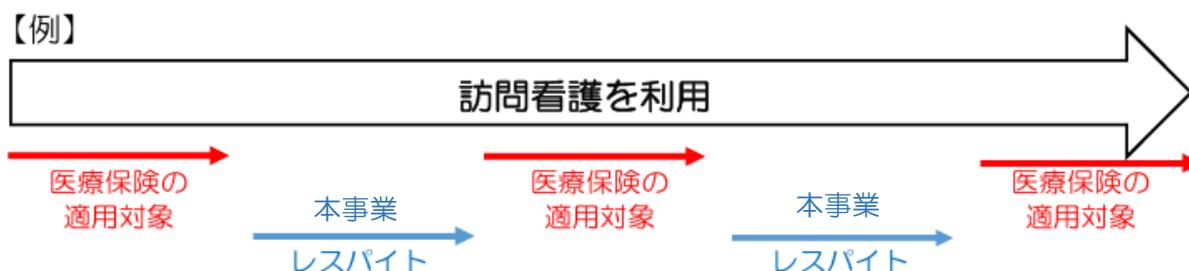
Q 17 健康保険が適用される訪問看護の日以外で、単独で本事業を利用することはできますか。

A 17 単独での利用も可能です。

Q 18 1日に医療保険の適用対象となる訪問看護を複数回利用する場合、本事業を複数回利用することはできますか。

A 18 本事業を複数回利用いただくことは可能です。

ただし、以下の例のとおり、時間が重複しないように、時間帯を分けて利用してください。



Q 19 「医療保険の適用対象となる訪問看護」と「本事業」の優先順位はありますか。

A 19 本事業は、「医療保険の適用対象となる訪問看護」以外に利用する訪問看護利用時間帯が助成対象となりますので、「医療保険の適用対象となる訪問看護」が優先となります。

2 家族の方向け

Q20 利用を始めるにあたって、どのような手続きが必要ですか。

A20 利用する訪問看護事業所が、市と協定を結んだ本事業の実施事業所であるかをご確認いただいたうえで、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書（様式第1号）」を作成し、主治医の訪問看護指示書の写しと世帯の市町村民税が確認できる書類もしくは「同意書（様式第2号）」を添えて、福祉局障がい支援課あて申請してください。

本市から利用決定通知が届いたら、利用する訪問看護事業所と利用契約等を結び、サービス提供日などの調整を行ってください。

Q21 利用児童の氏名に変更が生じた場合、市内での住所移転があった場合、医師の訪問看護指示書に変更があった場合に、どのような手続きが必要ですか。

A21 変更の事由が発生しましたら、すみやかに「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書（様式第1号）」を作成し、氏名や住所に変更がある場合は変更後の内容が証明できる書類の写しを、訪問看護指示書に変更がある場合は変更後の指示書の写しを添えて、福祉局障がい支援課あてご提出ください。

Q22 利用決定通知書を破損や紛失した場合、どのような手続きが必要ですか。

A22 利用決定通知書を破損等してしまった場合は、すみやかに福祉局障がい支援課あてご連絡ください。

Q23 市外に転出したり、利用児童に医療的ケアが必要なくなったりした場合、どのような手続きが必要ですか。

A23 市外転出等で本事業の利用要件に該当しなくなった場合は、本事業は利用できなくなります。

その場合は、すみやかに「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業利用登録（変更）申請書（様式第1号）」を、福祉局障がい支援課あてご提出ください。

Q24 年度更新の手続きは必要ですか。

A24 医療的ケアが必要な児童の状態像は年齢によって大きく変わるため、毎年度の更新手続きをお願いします。手続きは利用開始時と同様です。

Q25 利用児童が18歳になる年度の3月31日に、事業終了届を提出する必要がありますか。

A25 提出の必要はありません。

3 訪問看護事業所向け

Q26 事業所として本事業を開始したい場合、どのような手続きが必要ですか。

A26 大阪市と「協定書（様式第 10 号）」を締結する必要があります。

まずは福祉局障がい支援課にご連絡ください。利用登録手続きが完了しましたら、協定書を 2 部お送りしますので、該当箇所に住所・代表者名の記入、代表者印を押印したうえで、1 部をご返送ください。

なお、協定期間は協定締結日からその年度の年度末までですが、市と事業者のいずれかから協定を更新しない旨の意思表示がなかった場合は、協定期間終了日の翌日から向こう 1 年間、順次協定を更新したものと見なします（再度協定書を交わす必要はありません）。

Q27 給付費は、どのように計算され、どのように支払われますか。

A27 給付費は、1 時間あたり 7,500 円とします。給付費と自己負担額の差額を、訪問看護事業所からの請求に基づき、利用者に代わって市が訪問看護事業所に支払います。

<例>

10 時～13 時までの利用で、健康保険法の適用での訪問看護 1 時間に連続して本事業を利用した場合。

→ 10 時から 11 時まで：医療保険での請求、医療保険での自己負担

11 時から 13 時まで：本事業での請求（2 時間×7,500 円）

Q28 健康保険が適用される訪問看護時間に連続して本事業を利用し、さらにその 1 年度の上限時間を超えて訪問看護を行った場合、家族に費用負担を請求することはできますか。

A28 ご家族への費用負担の請求が可能です。その際はご家族と十分に調整していただきますようお願いいたします。

Q29 通常の訪問看護事業所の営業時間外（平日 17 時以降、土日など）に、本事業で訪問看護を行った場合、給付費の割り増しはありますか。

A29 給付費の割り増しはありません。

Q30 市内の訪問看護事業所ですが、市外の児童は本事業を申請できますか。

A30 申請できません。なお、市外の訪問看護事業所を利用している場合でも、対象児童が大阪市内に居住していれば、申請ができます。

Q31 現在、訪問看護を利用していない医療的ケア児から、本事業の利用希望がありましたが、申請できますか。

A31 本事業は、訪問看護事業所を利用する場合に、看護師が訪問して行う看護に係る費用を助成する制度であり、現に訪問看護を利用していることが要件となりますので、現在訪問看護を利用していない場合は、本事業を利用できません。なお、現在は訪問看護を利用していなくても、本事業の利用登録申請時に、現に健康保険法上の訪問看護を提供されているのであれば、申請することは可能です。

Q32 本事業による訪問看護を実施した場合、どのように市に請求すればいいですか。

A32 訪問看護を実施した月の翌月 10 日までに、福祉局障がい支援課へ、「大阪市医療的ケア児の家族に対するレスパイト支援事業サービス提供実績報告書（様式第 12 号）」及び「（参考様式 3）請求書」を提出してください。

Q33 実施した月の翌月の締め切りに請求が間に合わなかった場合はどうすればいいですか。

A33 翌月の締め切りに間に合わなかった場合は、翌々月の請求と合わせて給付費をお支払いします。
ただし、当年度分の請求書は、翌年度の 4 月 10 日までに必ずお送りください。